

平成24年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成24年11月14日(水)午前9時30分～11時17分

2 場 所 ときわ会館 5階 小ホール

3 出席者

委員	伊藤 巖	委員	利根 忠博	委員(会長)
	大野 誠	委員	星野 勝太郎	委員
	岡村 洋子	委員	門真 宏治	委員
	郷野 和子	委員		

事務局 総務局長 人事部長 人事部参事兼職員課長 外4名

議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名

4 傍聴者 報道関係者 1名

5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
議題3 その他

6 議事の経過

事務局等職員を紹介

審議会の公開及び傍聴許可

審議

議題1 審議会資料説明について

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

議題3 その他

閉会

7 審議内容

審議会の公開及び傍聴者1名の傍聴許可

審議事項

議題1 審議会資料説明について

事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会〈第1回資料〉」
- ・ 配布資料は、昭和43年10月17日付け旧自治省行政局長通知の例示に基づき作成。

委員の意見・質問及び事務局の説明・回答

- ・ 市の財政状況について、資料は平成22年度までとなっており、そこまでは健全財政であるようだが、一方、新聞等では来年度以降は財源不足であると報道されている。平成23年度以降はどうなっているか。

今後見込まれる歳入と、市が実施していくべき事業、実施していきたい事業に要する歳出を比較した場合には、財源不足が生じるということである。ただし、実際に実施していく事業は見込まれる財源の中で行っていくということになるので、毎年、収支均衡するよう予算編成がなされている。なお、決算ベースでは平成23年度も黒字となっている。

- ・ 「地方債残高」が増えている要因は。

臨時財政対策債が増えていることが考えられる。これは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足しているため、代わりに市がその分の地方債を発行することを認めたもので、後年度に、その元利償還金について、交付税措置されるという形になっている。

- ・ 資料1ページの職種別民間給与実態調査について、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上を調査対象としているが、一般的に規模が50人以上の企業というのはエリート企業ではないか。この調査結果をもって民間給与の実態とはいえないのではないか。

調査自体は、市人事委員会が国の基準に基づいて実施している。調査方法としては、人事院、都道府県の人事委員会、政令指定都市等の人事委員会が共同して各企業、事業所へ訪問調査を行っており、その集計結果は人事院が取りまとめている。以前は企業規模100人以上を調査対象としていたが、見直しがなされて現在の基準となっている。50人未満の企業についても調査対象とすべきという意見もあるが、ラスパイレス比較（年齢、学歴、職位が同一の者同士を比較する方法）を行うにあたって、役職などの面で公務と比較が困難な場合も多くあることが予想されるため、調査対象となっていないものと思われる。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
意見聴取

社会経済情勢等、近年の行政を取り巻く厳しい環境や他の政令指定都市との均衡、あるいは一般職職員の給与改定の状況等を踏まえ、市長等特別職職員の給料等の額が適切なものかどうか、委員の意見を聴取。

委員の意見

- ・ 一般職職員の時間外勤務の問題に関して、市長等のマネジメント能力が問われる。こういったことも給料等の額を検討する上での判断材料になるのではないかと。
- ・ 市長や議員は、自ら理想を掲げて立候補したのであるから、やるべきことをやったかどうかで、給料等を支払うべきではないかと。
- ・ 特別職職員の給料等の額を引き下げて、成果に応じた手当を支給した方がよいのではないかと。
- ・ 市長や議員の実行力に期待を込めるという意味で、給料等は引き下げるのではなく、据え置きでよいのではないかと。
- ・ 本来は、成果がどうであったかというアウトプットも考慮した上で給料等の額を決めるべきであるが、本審議会でもアウトプットの量を測ることは困難である。
- ・ 給料等の額については、現行額の継続でやむを得ない。他の自治体と比べてどうであるか、いわゆる世間水準は大事である。
- ・ 特別職職員の給料等を引き下げた場合に、一般職職員や他の労働者にも影響がないか心配である。
- ・ 自主的な減額を行っていることを考慮して、引き下げてもよいのではないかと。
- ・ 自主的な減額は、自らの政治的判断に基づいて行っているものなので、このことを理由に引き下げるべきではない。
- ・ 特別職職員の給料等については、毎年小刻みに改定すべき性質のものではない。
- ・ 一般職職員の給与改定率を参考とするならば、平成19年度に改定したときのように、相当程度の率が累積された時期に改定すべきである。
- ・ 本市の財政状況は政令指定都市の中でも現在のところ上位にあることから、財政が悪化しているという理由により特別職職員の給料等を引き下げるべきとすることは、理由として適当ではないと思う。
- ・ 昨年の議論にもあったように、他の政令指定都市の改定状況や過去の一般職職員の給与改定率を考慮すると、昨年度の状況とあまり変化がないので、まだ改定する時期ではないのではないかと。

議題3 その他
特になし

意見集約

本審議会として、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、意見聴取を行った結果に基づき、改定の方向性を市長に報告する。

会長による各委員の意見集約

- ・ 特別職職員の給料等を審議するにあたり、市長等のマネジメント能力や市長及び議員の成果がどうであったかということを考慮した方がよいという意見があったが、本審議会においてその成果等を測って、額を決めていくことは困難である。
- ・ 給料等を改定する場合は、明確な理由が必要であることから、他の政令指定都市の特別職職員の改定状況や本市の一般職職員の給与改定率を考慮する必要がある。
- ・ 他の政令指定都市の特別職職員の給料等と比較すると、現行額の継続でやむを得ない。
- ・ 本市の財政状況は、政令指定都市の中でも比較的健全な状況であるので、特に引き下げる理由にはならない。
- ・ 平成19年度の特別職職員の給料等の改定が、それまでの一般職職員の改定率の累積値が一定の大きさになったことに伴い引下げを行ったことを勘案し、昨年度の本審議会では、改定を見送ったところである。

今年度についても、一般職職員の改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、昨年度と同様、現段階ではまだ引下げをするまでには至っていないと判断すべきである。

以上のことから、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等については、「据え置くことが適当」とし、報告書を作成する。

委員の意見・質問

特になし

閉会